

# はらからへようこそ

新組合員のしおり



北地域労働組合はらから

530-0047 大阪市北区西天満4-2-7  
昭栄ビル北館21号



電話:06-6361-7979 FAX: 06-6362-7419  
E-Mail:kita-rou@lapis.plala.or.jp  
<http://www10.plala.or.jp/kitaku-rouren/>

# 目次 (Contents)

① はじめに.....	1
② 労働組合は何のためにある？.....	2
③ 先輩たちが勝ち取っててきた権利.....	3
④ 集まって元気・学んで勇気.....	4
⑤ たたかいの主役はあなた.....	5
⑥ デマやパワハラは事実で反撃.....	6
⑦ たたかいを支える財政・組合費とカンパ.....	7
⑧ 北区労働相談室.....	8
⑨ 「たたかう」ということば.....	9
⑩ 地域労組って何？.....	10
⑪ 地域労組おおさか.....	11
⑫ 大阪労働者友の会.....	12
⑬ 大阪労連共済.....	13
知っておこう私たちの権利.....	14
希望に輝く未来のために .....	14



## ① はじめに

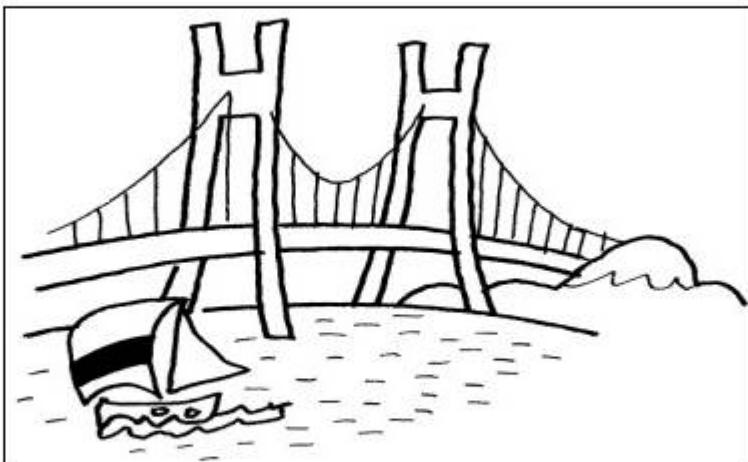
「北地域労組はらから」へようこそ。  
あなたの加入を歓迎いたします。

労働組合は働きやすい職場・生活できる賃金などの実現に向けて、会社との交渉を始め様々な活動をすすめる団体です。

グローバル化のかけ声のもとで、生活と雇用の破壊が進み、働く仲間が「明日」をも語れない深刻な事態が進行しています。

団結の力と仲間の助け合いで、みんなが働きやすい社会を目指しましょう。

このパンフレットは地域労組のことをわかりやすく紹介しています。あなたは今までになかった新鮮な驚きを抱かれるでしょう。



## ② 労働組合は何のためにある？

地域労組へようこそ。

あなたが労働組合へ行こうと思ったきっかけは何ですか？

今すぐなんとかしたい切実な事情で相談に見える人が多くいます。

解雇を言われた、有給休暇がない、残業代も出ない、働く時間が異常に長い、暴言・「いじめ」にまいっているなど、働くうえで生じたいろいろなトラブルが語られます。

そうではなく、いざという時のために組合に入って勉強しておこうという人もいます。

あの忌野清志郎さんに「ボスしけてるぜ」という曲があります。“ねえボス少し上げてくれ おいらの給料”と呼びかけるとボスがこう答えます。“俺の方こそ上げてもらいてえ。お前のために会社は潰せねえな ボーズ”。

給料を上げてと個人で会社と交渉しても大方はOKするどころか、辞めてくれと言わ

れるのが関の山です。

労働者一人と会社（経営者）とでは力関係に圧倒的な差がありますが、その力関係を変えることができるのが労働者の団結であり、労働組合です。

ある人の受け売りですが「労働組合は労働組合というだけで“すごい”」のです。



### ③ 先輩たちが勝ち取ってきました権利

一人では弱い立場の労働者は、束になって会社（経営者）に向かっていい、ということが法で保障されています。

「憲法第28条」には団結権・団体交渉権・団体行動権の「労働三権」が明記されており、労働組合法は労使の立場が対等であることを宣言しています。

団体交渉で要求が実現しないときには団体行動をする権利も組合に認められています。

労働組合が行う団体行動は、目的・手段が正当であれば、業務妨害とはならず刑事罰は科せられません。

使用者がこれによって損害を受けても、労働組合や労働者に対して、民事上の損害賠償を請求することはできないことになっています。

いずれも歴史上先輩たちが長年たたかって勝ち取ってきた権利です。



**【憲法第28条】** 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

**【労働組合法第6条】** 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する

**【労働基準法第1条】** 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならぬ。

## ④ 集まって元気・学んで勇気

(要求をみんなのものに)



働いている人たちには皆さん不安や不満を抱えています。みんなで集まって話し合い、その不安や不満を「誰にどう言ったら」解決するのか、その道筋が見えた時にそれは「要求」になります。労働組合の真価は要求を出すことです。

解決したい問題点を要求書にして会社（経営者）に出す。その問題で団体交渉を申し入れたら、会社側は、正当な理由なく拒否することができ

ません。

拒否すれば、「不当労働行為」として法に問われます（労働組合法7条）。

これは企業別の労働組合であれ、私たちが所属する個人加盟の地域労組でも同じです。

私たちは団体交渉で法的な根拠も含め、理を尽くして会社（経営者）と話し合い、問題の解決を目指します。

会社は責任あるものが出てこなかったり、理由も根拠も示さず要求を拒否することがあります。これも不誠実団交として「不当労働行為」となります。

大事なことはふたつ。

ひとつは「集まること」——集まって話したら人は元気になります。

もう一つは「学ぶこと」——悩みや不安はどこから来ているか、本質を学ぶことで解決の道筋が見えてきます。

## ⑤ たたかいの主役はあなた

話し合いで折り合いがつかない場合や、会社が不誠実な態度を続けた場合に行使する団体行動権。具体的にはチラシ（ピラ）を配布したり、スピーカーで訴えたりして、社会的に私たちの主張を広げていきます。

さらには労働基準監督署などの第3者機関に申告して解決を図る場合、最終的に裁判で決着をつけることもあります。

労働組合は、あなたと共にたたかいますが、あなたに成り代わってたたかうことはで

きません。

あなた自身の問題解決のため、あなたが主体的に取り組むときに、みんなで解決のために動くところです。

ですから、あなたも自分の力を、組合のため、ほかの仲間のために使うことが前提になります。もちろん個人によって事情が違いますから、自分ができる形で頑張ってください。

要はたたかいの主役はあなたであり、みなお互い様ということ。それが労働組合なのです。



## ⑥ デマやパワハラは事実で反撃

時間外労働の賃金支払い要求が団体交渉で決着せず、労基署に申告したことに対し、エステ業界の有名店の社長が「残業代は払わないけど『頑張ったら頑張った分』ってあるじゃない。そうやって払ってる」「会社が潰れてもいいの」と組合員を従業員の前で2時間半攻め続けたパワハラ行為が不当労働行為として労働委員会に救済申し立てされました。

法律違反の事柄を平気で口にし、根拠のないデマで労働者を脅し分断していく。これが「ブラック企業」の常套手段です。こうした攻撃には事実で反撃しましょう。「労働基準法に違反していいですか」「残業代を払って潰れた会社があるのですか」と。

団結して要求などしてくる組合員でなく、黙って言うことを聞く労働者のほうが会社（経営者）は使いやすいと考えます。

たたかう人たちには、些細なことで処分をしたり、ひど

い時には解雇したりします。

緊張感を持って働きながら、理不尽な攻撃には泣き寝入りしないで、事実でもって反撃しましょう。

### 【不当労働行為と労働委員会】

労働者には、団結して労働組合をつくり、使用者と交渉する権利がありますが、使用者が労働組合の正当な行為をしたことに対して不利益な扱いをしたり、団体交渉を正当な理由なく拒んだり、労働組合の運営に支配・介入したときは、労働委員会は、その事実を審査し、原状回復のための救済措置を命じたり、和解による解決を図ったりします。

（大阪府労働委員会  
ホームページより）



## ① たたかいを支える財政 組合費とカンパ

労働組合は、働く人どうしの助け合いの組織。会社や行政からお金をもらったりしないで、自分たちの力で運営し、労働条件を守ったり、働く上でのトラブルを解決するために活動します。

地域労組に参加してくる人たちとは中小零細企業に働く人たちが多く、雇用も不安定です。必然的に組合費も安く設定し、集まった貴重な組合費やカンパを大切に使っています。

使いみちは主に諸会議の会場費やビラ・ニュースなどの印刷発送費用、さらには上部団体への分担金などに使われます。

多くの人たちに組合へ入ってもらう。その人たちに抛出してもらった組合費で仲間の苦難を救う費用にするというのが私たちの運動です。

自分自身のいまの問題が解決したらすぐに組合を辞めたい、という姿勢で組合に関わるとしたら、それは私たちの

運動とは相容れません。

「一人はみんなのために」  
「みんなは一人のために」頑張るのです。

もちろん組合の退会は原則自由です。退会する場合、毎月20日までに書類かFaxでご連絡ください、手続き上その月内の退会となります。

ちなみに「はらから」の組合費(月額)は1,500円(うち300円は友の会会費)です。

基本的に「労働金庫」または郵便局の口座を作っていたり、自動引落にさせていただいている。



## ⑧ 北区労働相談室

北区労連と「はらから」が共同で組織し、企業などと交渉しています。

元労組委員長から、裁判で解雇撤回を勝ち取った青年まで約15名で構成（2014年）、労働者の味方で奮闘してくれる弁護士事務所とも協力体制をもち、多くの労働相談に対応しています。

この社会は「働く人たちの労働」で成り立っているのだから、働く人たちの生活が守られることが持続する社会の基本になります。

その上に立って「労働は商品ではない（ILO宣言）」という考え方が国際社会の常識となっています。

しかし、今日の日本では「金で買えないものはない」と豪語し、人をも「使い捨て」のコストとして見る風潮がまかり通り、「ブラック企業」が横行しています。

北区労働相談室は寄せられた相談の一つひとつにボランティアの相談員が対応し、解決の道を一緒に探ります。



団体交渉模様

「たたかってこそ労働組合・労働者」です。目の前の理不尽に屈することなく、粘り強く知恵を出し合い、解決を目指しましょう。

「闘う者は、闘いに勝つと確信しているわけではない。しかし、闘わない者は、最初から負けているのである。」

（ペルトルト・ブレヒト）



## ⑨ 「たたかい」ということは

皆さんの中には「たたかい」という言葉に違和感を持つ人もいるのではないでしょうか？

「たたかう」というと「喧嘩する」「戦争する」というようなイメージを持たれるのでしょうか？

でも、労働組合が言う「たたかい」は、弱いものいじめをする勢力や理不尽を押し付ける人たちに、負けずに意見を言い、困難を恐れず活動しこれを克服する活動の過程をいいます。

労働組合はそれを粘り強く行っていく組織です。

### 「組合用語の基礎知識」

#### 【組合大会】

だいたい年に一回、同じような時期に開くのが定期大会。一年間の運動の「まとめ」と来年度の「方針」を決めます。臨時大会も必要により開催します。

#### 【署名】

組合が主に取り組む「請願署名」は憲法16条の「請願権」に定め

られた権利です。主権者たる国民の政治的・社会的意思を実現させるべく、広く国の機関や地方自治体に対して要望を述べることをいいます。

#### 【デモ】

憲法21条（集会・結社の自由／表現の自由）で保障された、民主主義の基本的権利です。デモが始まる72時間前までに出発地の最寄りの警察署に申請すればいいのです。私たちの要求がどれほど強いか、アピールするのが狙い。最近は「パレード」とも言います。

#### 【上部団体】

日本の労働組合は、全国組織（ナショナルセンター）として全日本労働組合総連合（全労連）や日本労働組合総連合会（連合）などがあり、その参加組合として各産業ごとの連合体や地方組織があります。そのような、まとまりの組織を一般に上部団体といいます。



## ⑩ 地域労組って何？

日本では昔から「稼ぐに追いつく貧乏なし」と言わされてきました。仕事さえあれば、なんとか食べていけるし、明日のメドも立つということでした。でも今は違います。

働く人たち、特に若者や女性には生活できない賃金が将来の夢を奪い「ブラック企業」の横行は働く人の心と体を蝕んでいます。

労働組合を名のるならその現実から目をそらすわけにはいきません。

労働組合は組合員のためだけでなく、全労働者のために存在しています。だからこそ法律は労働組合を「社会の公器」として保護しているわけです。

しかし、その組織率はいま17.7%、980万人（2013年）と言われ、7割が民間大企業と公務員です。

中小零細企業では組織率は1%、広大な労働組合「空白」地帯が存在します。

地域労組は、この「広大な空白地帯」で「ひとりでも入れる労働組合」として活動しています。

はらからが参加する協議会「地域労組おおさか」は1998年5月、13地域労組339人で結成されました。2005年に組合員数1000人、2008年には2000人を突破します。

大多数の未組織労働者の願いと要求実現を視野に「貧困と格差」の発生現場でたたかうのが地域労組なのです。



## ⑪ 地域労組おおさか

紹介します

### あなたの町の地域労組

地域労組おおさかは大阪の地域労組の協議会です。



大阪府下に現在 20 の地域労組が活動中です。

あなたの友人・知人の方に教えてあげてください。

困ったときはひとりで悩まず地域労組に相談を。

0120-378-060へ  
電話してください

## ⑫ 大阪労働者友の会



300円の会費で全労連井波の相談加入共済の各種慶弔給付（60歳未満の会員には、結婚祝金・出生祝金・小中学校入学祝い金・退職慰別金・死亡・住宅災害・交通事故・休業時等の各種給付）、60歳をこえた会員には、長寿祝金・銀婚・金婚祝金・退職慰別金・死亡・住宅災害・交通事故等の給付）が受けられます。

また、全労連共済の個人加入共済（生命・医療・年金・交通・自動車・火災・個人賃借責任共済などの各種共済制度）を利用できます。

全労連共済は、働く仲間の自主的な共済であり収益を目的としていないために、安い掛金で大さな安心を提供しています。

会員が宿泊旅行をしたときは、所定用紙に宿泊証明をもらえば1,000円（年1回）の宿泊補助を受けられます。育科健康診断を受診すれば1,000円を限度（年1回）に補助金が給付されます。（旅費支度費）

また、60歳未満の会員で加入歴1年以上の会員には銀婚祝金5,000円、3年以上の会員には退職祝金10,000円を給付する「友の会」の独自の給付が受けられます。



「大阪労働者友の会」は、健康とくらしを守る頑りがいのある組織です。各種共済の利用で万一本の着えができるとともに、4月の花見・5月の旅行・7月のビアパーティ・10月のグルメ大会・11月のハイキング・12月のもちつき大会・坂神タイガース野球観戦など、会員間の親睦も強めています。



はたらく者の助け合い

地域から労働者の

連帯をひろげて

「労働者友の会」は、1982年2月に大阪の民主的な労働組合が組合のない労働者を含めて、コーヒー一杯の掛け金で末利に結びつくような共済組織を作ろうと呼びかけて発足しました。

発足当初から月々300円の会費（慶弔共済費）で結婚・出産・死亡などの慶弔給付、交通事故や火災などの事故見舞い給付、60歳以上の方の長寿祝金などの給付を行ってきました。

2010年以降は民法との関係もあり、共済の取り扱いは各労働組合を通じて全労連共済会へ託し、地域労組をはじめ地域の福利厚生を担う組織として多くの会員（組合員）へ安心を届けています。

「労働者友の会」は、支所の共済学習会への補助をはじめとする啓蒙活動や地域労組おおきかせ支所の諸行事への補助、会員への旅行宿泊補助・健診診断補助等の給付、年齢を通じて四季折々の諸行事を催すし会員間の親睦を深めています。

また、社会労働や地域の労働組合、市町村労働などの労働組合とも協力し、労働者の福利厚生活動のより充実、発展をめざして活動しています。

〒530-0034 大阪市北区鈴町2丁目2番  
大阪労連会館2階  
TEL・FAX 06-6354-6221

大阪労働者友の会

コーヒー1杯の掛金で  
くらしを守ります

## ⑬ 大阪労連共済

### 全労連共済で組合員・家族の生活を守ろう！

- 職場の福利厚生活動を支援します。
- 組合員全員で加入する「組織加入共済」と個々人のニーズにあった「個人加入共済」があります。

だんせん安い掛金で、ついてない保障  
みんなで  
ささえ  
る

## 大阪労連共済

### 組織加入共済

- ◆労働組合法活動事故見舞共済
- ◆相親・悲憤共済
- ◆慶弔手当① ◆慶弔控②
- ◆慶弔火災型
- ◆交通災害共済

### 個人加入共済

- ◆生命共済 ◆凶事共済
- ◆シニア生命共済(継続型)
- ◆シニア医療共済(継続型)
- ◆交通災害共済
- ◆火災共済 ◆自動車共済
- ◆年金共済
- ◆行事スポット保険
- ◆個人新築買戻共済 ◆がん保険

例えば、慶弔共済は

月100円の掛金で

●あほい金として

結婚・子の出生・子の入学。  
(2,000円～8,000円)

●年賀金として

本人・配偶者・子・孫の死亡時に

(3,000円～40,000円)

●退職賃別金(2,000円～10,000円)など  
の給付金が出来ます。

(3年以上経過して退職時)

### 超安い掛金・高い保障の 火災共済

#### 医療共済（個人加入共済）

1カ月わずか **1,000円** (10口) の掛金で

##### 病気入院

連続4日以上180日限度  
**日額5,000円**

##### 病気休業通院

連続10日以上90日限度  
**日額2,500円**

##### 不慮の事故入院

1日以上180日限度  
**日額5,000円**

##### 不慮の事故 休業通院

連続10日以上90日限度  
**日額2,500円**

※加入には、健康告知が必要です。

※医師の安静加療診断がされると休業通院で保障されます。

#### 交通災害共済（個人加入共済）

1カ月わずか **500円** (10口) の掛金で  
1口50円から加入できます

##### 病気入院

連続4日以上180日限度  
**日額5,000円**

##### 病気休業通院

連続10日以上90日限度  
**日額2,500円**

##### 不慮の事故入院

1日以上180日限度  
**日額5,000円**

##### 不慮の事故 休業通院

連続10日以上90日限度  
**日額2,500円**

●国内における交通事故による死亡・身体障害・入院・実通院に対する保障制度です。

（注）2015年1月から給付内容変更あり

## 全労連共済 大阪労連共済

530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労会館1F

TEL 06-6357-6462 FAX 050-3519-1640

# 知っておこう 私たちの権利

- 賃金(時間給)には最低限度があります



- 残業代の不払いは違法です



- 社会保険は、一定の条件を満たせば誰でも入れます。



- 労働組合への加入を理由とした差別は違法です。



- パート・アルバイトの人でも有給休暇はとれます。



## 全労連行動綱領「希望に輝く未来のために」より

いま大切なことは、思想・信条の違いをこえて要求実現のために自主的・恒常に団結する組織として生まれたという労働組合の原点に立ちもどることです。

私たちは、労働者の団結を最大限に保障する「資本からの独立」「政党からの独立」「共通の要求での行動の統一」という三つの原則を堅持します。

この原則を大切にする全労連は、「多数の力」を本当に結集できる生命力をもち、日本の労働戦線統一の母体となるものです。

私たちの全労連は、産業別の全国的労働組合（産業別全国組合）と地域的に労働組合を結集した都道府県単位の地方組織（都道府県別組合）で構成され、産業別のたたかいと地域のたたかいを結合して全国的な運動を開拓します。